

議案第 5 3 号

若狭町印鑑条例の一部改正について

若狭町印鑑条例（平成 1 7 年若狭町条例第 9 号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町印鑑条例の一部を改正する条例

若狭町印鑑条例（平成17年若狭町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「記載されている」を「記録されている」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 4 現に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合であって、当該申請の同日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときには、異なる印影の証明書が同日に複数発行されることを避けるため、当該印鑑登録証明書を回収するものとする。

第5条第3項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳（以下「可視台帳」という。）を作成し、及び保管することができるものとする。

第18条第2項中「印鑑登録原票」を「可視台帳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。